石狩市皮膚科開設助成金のご案内

石狩市に新たに皮膚科を開設する医師又は医療法人へ、開設に要する費用の一部を助成します。

最大　２，５００万円

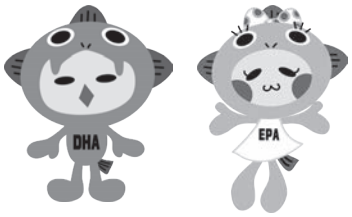

【助成の要件】
■石狩市内に皮膚科を有する病院・診療所を開設すること。
■皮膚科診療を継続して10年以上実施する見込みがあること。

【募集件数】
１件

【助成金の種類】

助成金種類	補助率・期間	助成額
土地・建物等取得費助成金	○取得費・賃借料・改修費の合計額の１／２ ○年　　額　250万円（最大） ○助成期間　10年間	最大2,500万円
賃借料助成金		
改修費助成金		

問合せ先（制度の詳細については下記までご連絡ください。）

石狩市健康推進部健康推進課
〒061-3216　石狩市花川北６条１丁目41－１　総合保健福祉センター「りんくる」
電話　0133-72-6124　　FAX　0133-75-2270　　E-mail　kenkous@city. ishikari. hokkaido. jp

北海道医師会ホームページ→医師の皆さまへ→会員専用メニュー→会員優待サービス
（ご利用にはユーザー名・パスワードによるログインが必要です。）

http://www.hokkaido.med.or.jp/

会員優待サービスのご案内

北海道医師会では、福利厚生事業の一環として会員限定の優待サービスを行っています。
割引価格で提供されていますので、ホームページをご覧ください。

ホテル予約
出張時の宿泊予約、家族旅行の宿泊に…

ショッピング
ご自宅用・出産祝い等のギフトに…

お引越し
国内・海外へのお引越し

イベント
ミュージカル・演奏会、ストレス発散に…